

令和6年3月

職務限定職員
特定職員
有期雇用教職員
無期雇用教職員 の皆様へ

事務局総務部人事課

職務限定職員等への勤勉手当の支給について

本法人では、職務限定職員等の常勤職員以外の職員においては、令和3年度より期末手当の支給を行ってきたところです。この度、国において労働者の処遇改善に向けた様々な施策が実施され、賃金引き上げが行われている昨今の社会情勢や本法人の設立団体である大阪府・大阪市の状況を踏まえて、職務限定職員等に勤勉手当を支給することといたしましたので、別紙のとおりお知らせします。

別紙

I. 職務限定職員及び特定職員の勤勉手当について

1 基準日等

(1) 基準日

6月1日及び12月1日

(2) 調査期間

基準日以前6か月間

2 支給対象者

基準日に在籍している職務限定職員及び特定職員並びに基準日前1か月以内に退職した者を支給対象とします。ただし、基準日時点で以下のいずれかに該当する者を除きます。

- ・休職中の者
- ・停職中の者
- ・自己啓発等休業中の者
- ・育児休業中又は出生時育児休業中の者（調査期間において勤務した期間がある者を除く。）

3 勤勉手当の額

(1) 計算方法

勤勉手当基礎額×支給月数×勤怠支給率

(2) 勤勉手当基礎額

基準日時点における給料月額

(3) 支給月数

	勤務成績が 良好な者	勤務成績が 良好でない者※
再雇用以外	1.025月	0.990月
再雇用	0.4875月	0.4710月

※前年度の人事評価制度の結果が2.5点未満の者をいいます。

(4) 勤怠支給率

調査期間における勤務期間に応じて次の表に定める割合とします。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60

3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

なお、勤務期間の算定にあたっては以下の期間を在職期間から除算します。

除算対象となる期間
停職の期間
休職の期間
育児休業の期間（当該期間が1か月以下の者を除く。）
出生時育児休業の期間（当該期間が1か月以下の者を除く。）
自己啓発等休業の期間
所定の勤務時間に勤務しないことにより給料を減額された期間
病気休暇の期間（業務上、通勤上傷病によるものを除き、当該期間から所定休日を除いた日が30日を超える場合に限り。）
介護休業の期間（当該期間から所定休日を除いた日が30日を超える場合に限り。）
公職立候補休暇の期間
公職従事休暇の期間
育児短日数勤務の期間について、所定の換算率により得られる期間
調査期間にわたって勤務した日がない場合の当該期間

(5) 令和6年6月期の勤怠支給率

(4)にかかわらず、令和6年6月期の勤怠支給率は、同年4月1日に採用されたものとみなした場合に適用される割合とします。

4 支給日

基準日	支給日
6月1日の場合	6月30日（同日が日曜日の場合は6月28日、土曜日の場合は6月29日）
12月1日の場合	12月10日（同日が日曜日の場合は12月8日、土曜日の場合は12月9日）

II. 有期雇用教職員及び無期雇用教職員の勤勉手当について

1 基準日等

(1) 基準日

6月1日及び12月1日

(2) 調査期間

基準日前6か月間

2 支給対象者

(1) 支給対象者の要件

次のア～ウの全てを満たす者を支給対象者とします。

ア 基準日時点で有期雇用教職員又は無期雇用教職員として在職していること若しくは有期雇用教職員又は無期雇用教職員を基準日前1か月以内に退職していること

イ 基準日（基準日前1か月以内に退職している場合にあつては当該退職の日）時点において、有期雇用教職員又は無期雇用教職員として6か月以上の雇用契約を締結していること

ウ 調査期間において実績の勤務時間数*が66時間以上である月が1月以上あること

※ 勤務時間数は次の時間数の合計とする。（3-(2)の勤務時間数も同様）

- ・現に勤務した時間（所定の勤務時間以内の時間に限る。）
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・特別休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・勤務しないことの承認（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・病気休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

(2) 支給対象から除外される者

- ・休職中の者（出向休職中の者のうち当該出向先から勤勉手当相当の支給がない者を除く。）
- ・停職中の者
- ・育児休業中又は出生時育児休業中の者（調査期間において勤務した期間がある者を除く。）
- ・フルタイム特任教員、特別招へい教員、期限付講師及び旧市大制度からの移行に伴う経過措置が適用されている再雇用職員である者※
- ・給料を決定する際に勤勉手当相当額を含めて給料が決定されている者

※フルタイム特任教員及び期限付講師については、ここに記載する勤勉手当ではなく、別途常勤教員に準じて期末手当及び勤勉手当が支給されます。特別招へい教員及び旧市大制度からの移行に伴う経過措置が適用されている再雇用職員については、年俸又は給料の額に勤勉手当相当額が含まれていることから、勤勉手当は支給されません。

3 勤勉手当の額

(1) 計算方法

勤勉手当基礎額×支給月数

(2) 勤勉手当基礎額

調査期間^{※1}において各月における実績の勤務時間数が 66 時間以上である月の勤務に支給された給料^{※2}の総額を 6 で除して得られる額

※1 調査期間中に契約更新、再契約した場合の契約更新又は再契約前の契約期間を含みます。

※2 給料は次の時間数に対して支給された給料の合計とします。

- ・現に勤務した時間
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・特別休暇（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・勤務しないことの承認（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・病気休暇（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

(3) 支給月数

	勤務成績が 良好な者	勤務成績が 良好でない者 [※]
再雇用以外	1.025 月	0.990 月
再雇用	0.4875 月	0.4710 月

※調査期間中に懲戒処分を受けた者又は欠勤が 1 日以上あった者をいいます。

(4) 令和 6 年 6 月期の勤勉手当

令和 6 年 6 月期の勤勉手当は、調査期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日として算定します。

4 支給日

基準日	支給日
6 月 1 日の場合	7 月の給与支給日
12 月 1 日の場合	翌年 1 月の給与支給日

Ⅲ. 有期雇用教職員等の期末手当の算定時における時間外勤務等の取扱いについて

有期雇用教職員及び無期雇用教職員の期末手当算定時における時間外勤務及び休日勤務の取扱いについて、勤勉手当算定時の取扱いと合わせて、以下のとおり変更します。

変更前	変更後
支給対象者要件の判定時や基礎額算定時の勤務時間数に時間外勤務等を含める	支給対象者要件の判定時や基礎額算定時の勤務時間数に時間外勤務等を含めない
基礎額の算定基礎に 100 分の 100 以上の割合で支給された時間外勤務手当のうち割増分を除いた額を加算	基礎額の算定基礎に 100 分の 100 以上の割合で支給された時間外勤務手当のうち割増分を除いた額を加算しない

Ⅳ. 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日（令和 6 年 6 月期）から実施